

令和5年度 第2回東京都広告物審議会

令和5年10月26日(木)

東京都庁第二本庁舎31階特別会議室21(オンライン併用)

午前9時57分 開会

○菅原緑地景観課長 お待たせいたしました。それでは、定刻になりましたので、ただ今から令和5年度第2回東京都広告物審議会を開会させていただきます。

本日はご多忙のところ、当審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。また、オンラインの方々もご多忙のところ、ありがとうございます。私は、当審議会の事務局の都市整備局都市づくり政策局緑地景観課長、菅原でございます。会長に議長をお願いするまでの間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、現在出席の委員の方は、オンラインでご出席の方も含めまして、19名でございます。東京都屋外広告物条例第63条第1項の定足数を満たしていることをご報告いたします。

次に、本日、お手元にお配りしております資料を確認させていただきます。

議事次第、委員名簿、資料1から3をお手元のほうにご用意をしております。過不足等ございましたら、事務局のほうにお申し付けいただければと思います。

お揃いのようなので、オンラインの方々もご用意いただきまして、進めさせていただきます。

それでは、映像・写真の撮影につきましては、ここまでとさせていただきます。

それでは、東京都広告物審議会運営要綱第5条の規定に基づきまして、佐々木会長に議長をお願いいたします。佐々木会長、よろしくお願いいたします。

○佐々木会長 佐々木でございます。それでは、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の議事ですが、お手元でございますように、議事が2件、報告事項1件となっております。なお、オンラインでご参加の方もいらっしゃいますので、ご発言をされる方は、挙手にてお知らせをいただきますようお願いいたします。

まず、議事の第1、広告宣伝車に対する規制について、事務局からご説明をお願いいたします。

○長谷屋外広告物担当課長 議事 1、広告宣伝車に対する規制について、ご説明をいたします。資料 1 をご覧ください。広告宣伝車に対する屋外広告物規定の考え方（案）でございます。

まず、1、広告宣伝車の車体利用広告に対する現行の都の屋外広告物規制について、ご説明いたします。都の屋外広告物条例と屋外広告物条例施行規則では、条例に掲げる良好な景観の形成、もしくは風致の維持、または公衆に対する危害の防止という目的の下、広告宣伝車の車体利用広告に対して必要な規制を定めております。ただ、現行の都条例の規定上、本規制は道路運送車両法に基づく登録に係る使用の本拠の位置が都内にある、いわゆる都内ナンバーの自動車については適用されますが、他の道府県等の区域にある都外ナンバーの自動車については、当該道府県等の広告物条例の規制が適用されまして、都条例の規制は適用されないこととなっております。

2、都内を走行する広告宣伝車の現状と課題でございます。現在、都内の繁華街では、トラックの荷台等に屋外広告物を表示した広告宣伝車が、派手な色使いや過度な発光を伴って低速で周回走行しておりまして、良好な景観形成への影響や交通環境の悪化の問題が生じております。

都内の繁華街で宣伝活動を行う広告宣伝車のほとんどが、都条例の規制の適用対象外である都外ナンバーとなっております。また、広告宣伝車の車体利用広告に対する都の規制が実態とそぐわないという面が現れているところでございます。

こうしたところから、3、規制の考え方の方向性でございますが、広告宣伝車の車体利用広告に対する現行の都条例の規制について、都内を走行する都外ナンバーの広告宣伝車にも適用されるよう、規定を改正するというものでございます。

4、規定改正により、都内を走行する都外ナンバーの広告宣伝車に適用される規制の概要について、ご説明いたします。

まず、（1）都内を走行する際には、許可申請手続が必要となります。屋外広告物許可申請につきましても、条例等に定めておりまして、屋外広告物許可申請書を提出し、許可を受けなければならない、また、許可申請の際には、手数料の納付が必要となります。許可申請前には、公益社団法人東京屋外広告協会によるデザイン自主審査を受けることが求められております。

また、（2）都条例に定める車体利用広告の規格の遵守が必要となります。都の施行規則で、車体の外面への表示・設置が禁止される広告物といたしまして、電光表示装置等により映像を映し出すもの、例えばLEDビジョンなど、運転者の注意力を著しく低下させ

る恐れのある広告物ですとか、運転者をげん惑させる恐れのある発光し、蛍光素材を用い、または反射効果を有する広告物、車体の窓またはドア等のガラス部分に表示する広告物が禁止されております。

また、広告宣伝車の規格についても定めておりまして、自動車登録規則別表第2に規定する広告宣伝用自動車であること、消防自動車または救急自動車と紛らわしい色の使用が禁止されております。

続いて、(3)屋外広告業の登録が必要となります。都内において、広告物の表示、広告物を掲出する物件の設置を行う営業を行う法人または個人については、営業所を都内に有していない場合であっても、都内でこうした営業を行う場合には屋外広告業の登録が必要となります。

(4)許可の取消し、行政措置命令や罰則の適用がございます。許可を受けた広告宣伝車が、景観もしくは風致を著しく害し、公衆に対して危害を及ぼす恐れがあると認められるに至ったときですとか、許可申請書に虚偽の事項があった時には、許可権者は、許可を取り消し、または当該広告物の表示者等に対して、措置命令を行うことができるとされております。また、無許可の広告宣伝車についても、同様に措置命令を行うことができるとされております。

続いて、罰則についてでございますが、広告宣伝車に広告を表示して無許可で走行した場合ですとか、許可後に無許可で広告表示内容を変更したりした場合には、30万円以下の罰金、屋外広告業の登録事項の変更の届出をしなかった者等は、20万円以下の罰金、屋外広告業の廃業等の届出を怠った者等は、5万円以下の過料に処するとなっております。

続いて、今後の進め方でございますが、都の施行規則を改正いたしまして、規定を整備してまいります。併せて、改正内容や具体的な手続等について、事業者の方々への周知を図ってまいります。

今後のスケジュールでございますが、令和5年11月からパブリックコメントを実施したいと考えておりまして、1カ月間、実施したいと思っております。12月に令和5年度第3回東京都広告物審議会を開催する予定としておりまして、パブリックコメントの結果報告と答申の予定と考えております。来年の1月に、改正都規則を公布いたしまして、2月に事業者の方々への説明会、5月に改正都規則の施行という予定を考えております。説明は以上でございます。

○佐々木会長 ありがとうございます。広告宣伝車に対する屋外広告物規制の考え方

(案) についてですが、ただ今の説明がありましたとおり、本日の審議会でご審議いただいた後、都民の皆さまから広く意見を聴取するために、パブリックコメントを行うと。その結果を受けて、答申として、本審議会に取りまとめていく予定ということになるというわけでございます。

ぜひとも、委員の皆さまからご意見、ご質問を頂戴できればと思いますので、よろしくお願いをいたします。

まず、本件についてですが、本審議会の規格等検討小委員会において、調査審議が行われております。小委員会の委員長でございます私から、その内容について、概略を説明させていただきます。

資料の3にございますとおり、前回6月28日の広告物審議会から本日の第2回広告物審議会の間、規格等検討小委員会が2回開催されております。第1回の小委員会においては、現行の東京都の広告宣伝車の規制の概要、都外ナンバーのこういった広告宣伝車の走行状況について行われた実態調査について、ご報告をいただきました。また、規制の在り方に関する論点とその方向性をご審議いただいたところでございます。

第2回の小委員会におきましては、第1回目の審議内容を踏まえまして、広告宣伝車の屋外広告物規制の考え方(案)について、ただ今説明があったものと同様でございますが、これについて審議を行いまして、全員の賛同を得て可決をしたということでございます。以上が規格等検討小委員会での審議内容の報告になります。

続きまして、本日ご欠席の委員の方がいらっしゃるわけですが、その委員の方から、あらかじめご意見をいただいているようであれば、事務局からご報告をお願いします。
○長谷屋外広告物担当課長 承知いたしました。本日ご欠席の鳥越委員のほうから、ご意見をいただいております。

広告宣伝車の音については、どのように対応していくのかということでございます。このことにつきまして、屋外広告物法や屋外広告物条例では、有体物や光の投影による表示を規制対象としておりまして、広告宣伝車等で使用されている拡声器からの騒音に関しては、東京都の環境確保条例のほうで規制を行っております。これまでも屋外広告物担当と環境局の騒音規制の所管部署では、広告宣伝車の事業者向けに、デザイン自主審査や騒音規定について啓発する共同リーフレットの作成や配布を行っております。今後も連携して取り組んでまいります。

○佐々木会長 鳥越委員のご質問と事務局の考え方が、以上のとおりでございますが、ほかの委員からは特に届いていなかったということでもよろしいですね。

○長谷屋外広告物担当課長 はい。

○佐々木会長 それでは、以上の事務局からの説明を踏まえまして、皆さまからご意見、ご質問等いただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。ご発言をお願いいたします。

いかがでしょうか。

木下委員、どうぞ。

○木下委員 説明の内容については、特に問題ないと思うんですけども、やはり、こういう都外ナンバーについても周知がきちっと行き渡るようにするっていうのが必要ではないかと思うのと、それからもう1点、これ、許可を得た車であるかどうかっていう確認はどのようにできるのかなっていうのが、ちょっと気になっておりまして、その辺りも何か仕組みを考える必要があるのではないかなと思っております。以上です。

○佐々木会長 ただ今、木下委員から2点ご質問がありましたが、事務局からご回答をお願いします。

○長谷屋外広告物担当課長 まず、1点目の今回の規定により、全国の広告宣伝車が規制対象となるということについては、先生のおっしゃるとおりでございます。これにつきましては、東京都からの積極的な情報発信のほか、各自治体を通じた周知やオンラインを利用した事業者の方向けの説明会を行うことなどを考えております。

また、許可を受けた広告宣伝車であることが何か分かるものを掲示させることは考えているのかということでございますけれども、許可を受けた広告宣伝車であることが外観から分かるようにすることについては、無許可車に対する一定の抑止になると考えております。その具体的な方法につきましては、区等からの意見を踏まえまして、検討を行っているところでございます。

○木下委員 ありがとうございます。

○佐々木会長 よろしいですか。

○木下委員 はい。

○佐々木会長 ただ今の点なんですけど、条例上は、ほかの看板等の広告物であっても、表示の規定はあるわけですね。

○長谷屋外広告物担当課長 はい。許可を受けたものについては、広告の許可を受けている表示をするという規定はあるんですけども、ただ、それは今、4センチ四方以上、そんなに大きいものではございませんので、広告宣伝車が許可を受けているかどうかを一見して分かるようにするのに適した大きさとはいえませんが、また、その方法については

考えていきたいと思っております。

○佐々木会長 分かりました。実効性という意味では、極めて重要な点だと思います。

ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。いかがでしょう。

それでは、中島委員、お願いします。

○中島委員 中島でございます。今の木下委員のご発言と同じことを考えておりまして、申請をしっかりとしてもらうためのある種の抑止力というか、無許可で走行しない抑止力等々ございますし、また都民の目から見ても、こういう取組をやっているんだというのが分かるというのは、とても大事なのかなと思ってまして、先ほど、どのくらいの視認性が必要だというのはあるんですけども、やはり、普通の人々が交差点とかに立ってて、ぱっと通った時に、これはちゃんと許可を受けてるんだというのが分かるぐらいの、そういうステッカーとかシールとか、どういうものになるかは分かりませんが、ぜひ、それはしっかりと検討してほしいというのは、これはもう先ほどご回答いただいているので質問ではございませんけども、木下委員の意見に私も賛同するというので、発言させていただきました。

○佐々木会長 ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。せっかくの機会ですので、できるだけ多くの方にご発言をいただきたいと思いますが、いかがでしょう。

それでは、白井委員、どうぞ。

○白井委員 あまり本質的などころではないかもしれませんが、これは2ページ目の上に書いてあるんですが、許可申請前に公益社団法人東京屋外広告協会によるデザイン自主審査を受けることが求められるというふうにはなっております。これ現状、だからまずこういう運用になっていて、都外ナンバーもこういう運用に適用されるということだと思んですが、なければならぬという義務ではなく、ここは求められるっていうふうになっていると認識しておりまして、まず、現状都内ナンバーについて、この自主審査というのがどれくらい受けられているものなのか、求められるっていうふうになっているけども、実質的には、ほとんどこれ、ちゃんと自主審査受けるよということなのか、この辺の状況をもし分かれば教えていただければと思います。

○佐々木会長 事務局からお願いします。

○長谷屋外広告物担当課長 デザイン審査の都内ナンバーの受けている状況でございますけれども、過去3年ですと、都内ナンバーの広告宣伝車の許可申請状況につきましては、まず、令和4年度と令和3年度は29件、令和2年度については16件となっております。

す。こちらのほうにつきましては、全てデザイン審査のほうを受けていただいております。また、都内ナンバーにつきましては、デザイン審査をきちんと受けていただいているというふうに聞いております。

○佐々木会長 どうぞ。

○白井委員 分かりました。大丈夫です。

○佐々木会長 ありがとうございます。

このデザイン自主審査っていうのは、広告宣伝車に限った問題ではなくて、屋外広告物の許可に当たって、一般的に求められている手続ということですよ。

○長谷屋外広告物担当課長 バスですとか、ハイヤー、タクシー等の車体、広告宣伝車の車体利用広告について求められてございます。

○佐々木会長 車体利用広告ということですか。

○長谷屋外広告物担当課長 はい、そうでございます。

○佐々木会長 なるほど。そちらのバスやハイヤー、タクシー等も同様にやっているの。

○長谷屋外広告物担当課長 はい。

○佐々木会長 ということですね。

○長谷屋外広告物担当課長 はい。

○佐々木会長 分かりました。よろしいですか。

○白井委員 はい。

○佐々木会長 ほかに、いかがでしょう。

それでは、加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 ご説明ありがとうございました。これから、この考え方をパブリックコメントを実施していくということなんですが、もの、文体であるとか、説明の何か図版とか写真とか、やっぱりこれ、より分かりやすく多く意見を聴取しておくことが非常に大事だと思いますので、その辺りの内容というのは、事務局はどのようにお考えか、伺いたいと思います。

○佐々木会長 答えをお願いします。

○長谷屋外広告物担当課長 もう一度説明、図版等の。申し訳ございません。

○加藤委員 かなりテキストベースになりますと、非常に分かりにくいところもありますし、例えば実態がどういうものなのかとか、規格の内容がどういうものなのかというのが、なじまない部分もあるので、その解説の仕方とか説明をどの程度まで詳しくやっていくかというのを、お考えをお伺いできればと思いました。

○佐々木会長 お願いします。

○長谷屋外広告物担当課長 承知いたしました。ご質問を再度お聞きして申し訳ございませんでした。テキストベースだけですと分かりにくいというところはあるかと思っておりますので、説明会の時までには、いろいろと分かりやすいように工夫をしたものを作成して、行いたいと思っております。

○佐々木会長 今のご質問は、パブリックコメントに当たってってということ。

○加藤委員 そうですね。

○佐々木会長 そういうことですね。

○長谷屋外広告物担当課長 パブリックコメントに当たってですか。

○加藤委員 この考え方のテキストが、まんまパブリックコメント用なのかということ。

○長谷屋外広告物担当課長 こちらのテキストをパブリックコメント用にということを考えておりますが、分かりづらい部分については、何か図とか使えるものがないか考えて、パブリックコメントに出せるようにしたいと思います。

○佐々木会長 よろしいですか。

○加藤委員 はい、ありがとうございます。

○佐々木会長 それでは、小池委員も挙手されておりました。お願いします。

○小池委員 許可の要件について、ご質問させていただきます。

多分、この2枚目の(2)、(3)に書かれてあることが、多分許可をする際の要件になってくるのかなと考えていたところなんですけれども、まず、質問といたしましては、(2)に書かれてある規格を満たしているかどうかということ、どのように判断するのか。つまり、これはデザインの自主審査のところで見ると、しかし、デザインが自主審査というのは求められるとなっているので、これ義務ではないので、また、これとは別にこういう広告ですということで資料等を申請者が出して、それを都のほうで確認して認めるということになるのでしょうか。すみません、質問は以上です。

○佐々木会長 お答えをいただく前に、今のご質問の中の自主審査は義務なのかどうかという点ですが、先ほどの白井委員のご質問にも関係いたしますが、その点も含めてご対応をお願いします。

○長谷屋外広告物担当課長 規則では屋外広告物許可申請時にデザイン審査を、自主審査を受けることを求めています。自主審査という位置付けでございますので、義務というふうには規則上なってございません。

それと、小池先生のほうからご質問をいただきました要件についてでございますけれども、まず、そもそもこういったものであってはいけないというところで、都の規格を設けておきまして、電光表示装置等により映像を映し出すものなどではないという前提で、許可申請をいただくことになると思いますので、もし、これに反しているようであれば、許可の取消し等を行っていくものと考えます。

それから、車体の窓、ドア等のガラス部分に表示するものについては、デザイン図を許可申請時にあらかじめ出していただいておりますので、その中で窓やドアのガラス部分に表示されている部分もあれば、それについては禁止されているというふうに指導が入ることになると考えます。

○佐々木会長 よろしいですか。

それでは、中島委員、お願いします。

○中島委員 ありがとうございます。今回のこの議案の要点というのは、屋外広告車の規制の内容については、もう既に都条例でやっていて、都のナンバーでやっているの、それを広げるってということだと思えます。なんだけども、でも、一方で、都条例でやっている現在の規制の中で、いろんな課題がもしあるのであれば、その課題も一緒に場合によっては解決できたらいいということで、さっき、外から見た時に分かるようなものがないかなんていう意見も出てるわけですけども、確認になるんですけども、今のご意見の続きですけど、自主審査と都のほうでも審査というか許可に当たって、出てきたものについて審査されてるということで、その役割というか、デザイン自主審査での審査してる項目というか観点と、恐らく都に上がってきた、都のほうの中でそれが実際に規則に合っているかどうかということを確認する、その差というのは実際に運用してる中でどのくらいあるのかと、先ほど話したところ、ほとんどが自主審査を受けてるということですので、実際の実例はないかもしれませんが、その点がまず1つお伺いしたいのと、今回ちょっと懸念されるのが、これ全国の業者さんが東京都の屋外広告協会のデザイン自主審査を受けなきゃいけないということなので、かなり手続が煩雑というか、かなり実際的な物理的距離があつたりして、どういうふうな、要するに自主審査が、例えばほんとにデジタルだけでできるのであれば、十分そういうことを斟酌されるでしょうけども、例えば北海道の業者さんがわざわざ東京の屋外広告協会に書類を持ってきて申請するというのは、かなりハードルが高いというか、今までのような自主審査の受検率というか、自主審査率が保てない可能性もあるんじゃないかなという気も、ちょっと懸念したりするんですが、その辺りについても、もし何かお考えのことがあれば、お伺いしたいと思います。

○佐々木会長 事務局からお願いします。

○長谷屋外広告物担当課長 まず、デザイン自主審査と、それから実際に屋外広告物許可申請が出されるのは、各区または多摩建築指導事務所のほうになりまして、東京都のほうに直接上がってくるものではないんですけれども、そこでどうしてるかという部分でございしますが、デザイン自主審査については、審査を受けた後に、審査済みという押印をされたデザイン審査図と一緒に、屋外広告物許可申請を区や多摩建築指導事務所のほうに提出をいたしております。

その中で、例えば都の定める、先ほどちょっと申し上げました車体の窓、ドア等のガラス部分に表示するものが、もし入っているような場合、デザインとしてはオーケーかもしれないけれども、そうした規格違反があった場合については修正の指導が入ることになってございます。

それから、屋外広告協会へのデザイン審査の申請手続きでございますけれども、今、申請につきましては、随時メールで受け付けているというところでございますので、直接事務局のほうにいらっしゃらなくても申請ができるようにはなっております。

○佐々木会長 よろしいですか。

○中島委員 大変よく分かりました。

○佐々木会長 屋外広告協会の石原委員がいらっしゃいますので、ただ今の点について、今後の方向等についてご発言あればお願いしたいと思います。その他の点でも結構です。

○石原委員 分かりました。

今までは、東京都のナンバーだけということでございますので、数が非常に少なく、実際は都外ナンバーの車のほうが多かったのが実情じゃないかということで、こういうお話になってきたということで、実際に来年度施行になった場合に、どのくらいの数が申請されるのかということの予測が難しいものですから、今、対応をどういうふうにしようかということで、今、デザインの先生に頼んで、審査をしていただいている人数の問題ですとか、あと、事務処理の問題ですとか、そういうことも含めまして、先が読めなくて難しいなというところがございます。

それで、先ほどからお話ありましたように、都外からの申請が多くなるということで、その都外というのも最初は1都3県ぐらいかなというような話で見てたら、比較的もうちょっと広範囲のナンバーの車が都内に入ってきてるということでございますので、また、その周知徹底についても、かなり広範囲にやらなきゃいけないのかなというところで、先ほど話で出た県外のところについても、どういったご案内をするのかというのが重要にな

るんじゃないかなというふうに思います。以上です。

○佐々木会長 ありがとうございます。

ただ今の点について、それから周知の点については、私からお尋ねをさせていただきませんが、松本委員のところ为全国の団体ということになるわけですけれども、全国 of 広告団体に対して、東京都がこういう方向だという辺りについて、今後の周知のことについて、何かお考えがあれば、お願いしたいと思います。

○松本委員 この広告のトラックが入ってきてるのは、全国でほとんど東京だけなんだろうなと、だけっていうことはないでしょうけども、大都市だけだろうなと。私の会社、実は渋谷にありますので、毎日見てますけれども、非常に問題ある広告が多いですね。

ただ一つ、非常にこれ、一歩前進だからいいと思ってるんですけども、中には自社で車を購入して、こういう広告の会社に発注しないで自分だけで車を回しているというような情報も来てますので、そうすると自社広告になるので、どういうふうになったのかなと、後追いというか、条例のほうが。ちょっとやってるほうが進んでるのかなと思いますので、ぜひすぐに進めて、また次の対応を考えなきゃいけないのかなというふうに考えます。

○佐々木会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

保坂委員、お願いします。

○保坂委員 保坂ですが、都条例、現在ありまして、その改正ということで、条例改正の狙い自体は今話題になってるような、いわゆるけばけばしい色彩でLEDビジョンなどを使って繁華街をぐるぐる回ってるような、そういう専門のトラックっていうものを規制しようということで、それ全面的に賛成なんですけど、その手前で結局広告物というところでグレーゾーンっていうか、いわゆる明らかに専用トラックでそういう規制対象になるものというのは分かるんですけども、例えば広告といっても、いろんなパターンがあるかなと思って考えてたんですが、例えば自社のトラックにラッピングするとか、そういう広告も自社製品を何かラッピングするということはよく見受けられます。

それは、別にLED照明とか使ってないんで、対象にならないのかもしれませんが、あとは、広告という時に政治的主張や、例えば環境問題に対するキャンペーンだとか、そういう表現の自由のところでの議論も多分これまでされてきたんじゃないかと思うので、その辺りの線引きといいますか、どういうものを規制するんだというところの何か考え方について、議論されてきたことがあれば、教えてください。

○佐々木会長 事務局からお願いします。

○長谷屋外広告物担当課長 まず、表現の自由というところでございますけれども、屋外広告物法ですとか条例のほうでは、良好な景観の形成、風致の維持と公衆への被害の防止を目的としておりますので、広告の表示内容に立ち入ることはできないと考えております。明らかに問題となるような表現である場合については、風営法ですとか、都青少年育成条例等の所管に相談して対応してもらおうなどの連携を図ることになると考えます。

それから、自社のトラックですとか、いろいろな方法があるのではないかとということについてでございますけれども、今回、まずは都外ナンバーの広告宣伝車を規制対象とすることによりまして、許可申請書の提出や屋外広告業者の登録が必要になることで、都条例で定める広告宣伝車規制に即した広告表示を求めることができるようになるとともに、これまで車両の所有関係や契約関係が不明確であった都外ナンバーの広告宣伝車ですとか、それ以外のものがどういったものかということの実態把握にもつながると考えております。

まずは、今回の規制をしっかりと行うことが重要と考えておりまして、ほかにいろいろなものが出てくるということの対応につきましては、今後の検討と考えてございます。

○佐々木会長 よろしいですか。

○保坂委員 というと、自社の製品を主たる目的はトラックですから製品を運ぶことですが、側面にラッピングとかで宣伝をするってというようなことは、それも一応対象になるってということなんですか。

○佐々木会長 お答えをお願いします。

○長谷屋外広告物担当課長 自社のトラックに自社の名前ですとか商標ですとか、そういったものを表示するということに関しましては、現在も都内ナンバーの車両の場合についてですけれども、許可の対象外というふうになっております。また、営業の内容等が表示される場合につきましては、許可の対象となっております。

○佐々木会長 今回の議論は、広告宣伝車というジャンルの車に限定されてるっていうことでございますが、先ほど松本委員からもご指摘ありましたように、自社所有の車に対する表示について、そういう同じような問題が出る可能性があるということについては、今後の課題としたいということですね。

○長谷屋外広告物担当課長 はい、そうでございます。

○佐々木会長 保坂委員、いかがでしょうか。

○保坂委員 はい、分かりました。

○佐々木会長 ありがとうございます。

それでは、菅原委員、お願いします。

○菅原委員 聞こえますでしょうか。大丈夫でしょうか。

私、聞き漏らしたのかもしれませんが、今、自主審査の話、先ほども都との連携みたいな話がありましたが、実際自主審査の内容としては、どんなプロセスなんでしょうか。例えば審査、先ほど先生方が集まって審査されるっていう話を聞いたような気がするんですが、そのような人による審査なのか、それとは別に明文化された制度の基準がある中で自主審査というのが行われてるのでしょうか。

○佐々木会長 お答えをお願いします。

○長谷屋外広告物担当課長 まず、屋外広告協会のデザイン自主審査につきましては、広告宣伝車の自主審査基準というのが設けられておりまして、こちらのほうは、屋外広告協会のホームページでも掲載されているところでございます。

このデザイン審査基準のほうでは、広告の表示、デザインに関する審査基準ですとか、交通安全面から特に規制・配慮すべきデザイン、景観面から特に規制・配慮すべきデザイン等についての基準が設けられております。この基準に基づきまして、審査委員会の委員の先生が審査をしているというところでございます。

○菅原委員 そういう意味では、色彩とか明度とか面積のパーセンテージとか、それが全て数値化されてるということなんですね。

○佐々木会長 どうぞ。

○長谷屋外広告物担当課長 この審査基準自体には、数値化をされているというところではございませんで、全体のデザインを見て、先生方のほうでご判断されているというところでございます。

○菅原委員 ありがとうございます。

最後に少し気になったのが、今回、罰則というのを規定されていくときに、どなたが審査してもある程度行われるべき再現性みたいなのが必要じゃないかなと思っていて、やっぱりそういう部分では、罰則を与える分、誰が見ても公平な、ある程度の数値化を極力し、それからある種しゃくし定規にやらなくても、基準を超えてもこういう、例えばマスコットの広告上、これはしょうがないんじゃないかみたいな、ずれた部分のフェジーな部分を審査の委員の方が判断する、そんなような仕組みに変えていくほうが、罰則と連動させる場合は、根拠がなかなか出づらんじゃないかなと、そういう意味では、大きく外れるものだけではなく、ある種審査のフレームワークを固めていくっていうのは、懸念材料

になってくるんじゃないかなと思うので聞いておりました。以上です。

○佐々木会長 なかなか難しい論点だと思いますが、確かに審査の結果に対する予測性を上げるっていうのは、透明化のためには重要なことかとは思いますが、今後、一概にどんなことでも、ぜひそういったことについて議論していただければありがたいかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

ほかに、どうでしょう。どうぞ。

○三谷委員 三谷です。先ほど加藤委員もおっしゃってたんですけれども、パブリックコメントで図版を出すというところで、都内で走行している広告宣伝車がほとんど都外ナンバーであるとするならば、都内の規制が出た時に一体どういった広告宣伝車になっているのかっていうのは、今の段階で私たち、想像つかないといいますか、広告宣伝車っていうのは、いわゆるああいう感じの車だっていると思うので、やっぱりパブリックコメントに出す時に、規制の結果、想定され得る都の規制が対象になった広告宣伝車みたいなものを出したほうが、やはり分かりやすいのかなというのは聞いていて思いました。いかがでしょうか。

○佐々木会長 お答えをお願いします。

○長谷屋外広告物担当課長 実際に、今デザイン審査を屋外広告物許可のほうで受けていただいて、許可申請として図版、デザイン図を付けていただいているものが、多分三谷先生のおっしゃるものには一番近いんだろうとは思いますが、その図自体の著作権とかいろいろ問題があるかもしれませんので、どういう方法でやるかというのは、すみません、検討させていただければと思います。

○佐々木会長 よろしいですか。

どういうものが問題になっているのかっていうこと自体が多分、実感として分からない方も多いのかなという気がしますので、こういうふうになるよっていうのはともかく、こういうの走ってるんだよっていうほうを、むしろ説明をきちんとしていただいたほうがいい、大事かなというふうに思いますし、それでこういうふうになるんだよっていうのも示せると非常に分かりやすいかと思うので、工夫をちょっとご検討いただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、中野委員。

○中野委員 中野です。こちら質問というよりは、意見という形をお願いしたいんですけれども、効果測定について、事前に内容を伺った時に、その時にお伺いしたところ、規制の前後で実態調査をまた改めてやる予定だという話は伺いました。

ですので、効果測定によって、今回の規制が施行された後に、実際どれぐらい効果のほう、ほんとにあったのかっていうことをもちろん把握することは当然必要なので、それについてお伺いをしたんですけれども、その結果っていうことを改めて今日の議論を伺って、やっぱりさまざま、都民に対してもそうですし、それ以外に対しても、きちんと効果が出てるんだということを周知していくという意味でも、効果測定の結果ということをきちんと、より一層発信するっていうことが重要なのかなというふうに思いましたし、そして今日、今回の中でもさまざま、今まだ課題があるということもよく分かりましたので、確かに許可を得たかどうかっていうことが一目で分かるということは重要だなというふうに思いましたので、例えばそういった点についても、効果測定の中にも入れて、それがどれぐらい分かりやすかったのかどうか、そうした話も含めて、改めて効果測定、きちんとされて、発信していければいいのかなと思いました。以上です。

○佐々木会長 ありがとうございます。

ご意見ということでしたけれども、事務局から何かコメントはございますか。

○長谷屋外広告物担当課長 先生からご意見をいただいて、ありがとうございます。実態調査の実際にどれぐらいの効果があったかというところだけではなくて、先生が先ほどおっしゃったような、一見して分かるような表示をしたということが実際にどうなのかと見え方とかについても、併せて確認していきたいと思います。

○佐々木会長 よろしいでしょうか。

○中野委員 はい、ありがとうございます。

○佐々木会長 ほかに、いかがでしょうか。

白井委員、どうぞ。

○白井委員 先ほどの私のほうからのデザイン自主審査について、状況なんかも聞かせていただいて、実はこの後もいろいろご意見があったんですが、私がこの件について質問した意図としましては、現になってないっていう点はどうなのかなとは思ったんですね。ですので、実質的には現在は都内ナンバーで審査を受けていただいているっていう話ではあったんですけども、今後、全国にそれが広がっていくっていう、全国っていうか、都外ナンバー全域に広がるっていうことを考えると、義務にするっていうことも一つの選択肢かなとは思ってたんですが、ただ、審査する側もかなり大変になってしまうと思いますし、ただ、これ、自主審査を入れている意味があるからやっけるはずだと思うので、恐らく申請書もあって、そこで何かしらの図面の提示は恐らくあるんだろうと思うんですね。実質、それとは別に自主審査も受けているっていうことも二段構えになっているんだろうなと思うんで

すが、必要なければ自主審査って要らないはずなんですね。要するに書類だけで大丈夫だと思っんですけど、それをしっかり、この制度をきっちり守ってもらうために、機能するためにこの自主審査を入れてるという認識に立てば、ここも求められるだけではなくて、義務にするっていうことも選択肢ではないかと思ったんですが、この件についての、義務化することの検討はどうだったのか、もしくは義務化するっていうことに対する何か課題があるっていうことには、もしくは、そこまで必要ないっていうことなのか、この辺の判断というんですかね、その辺を教えていただければなと思うんですが、いかがでしょうか。

○佐々木会長 お答えをお願いします。

○長谷屋外広告物担当課長 もともとこちらのデザイン自主審査制度につきましては、平成23年に導入されたものでございますけれども、平成22年の広告物審議会での議論の際に、審査につきましては、広告業界で自主的に審査するのが適しているという答申がございまして、現在のような自主審査という位置付けになっております。自主審査でございますので、規則上義務というふうな形を取らなかったというものでございます。

○佐々木会長 ただ今今後の方向等についても、ご質問があったんですけれども、なかなか難しい議論だと思うんですけどね。そもそも、従来、バスも含めて車体広告というのを全面的に禁止していたのを解除する時に、こういう仕組みになったっていう経緯であるんだろうと思います。そういう意味で、できるだけいいものにしてほしいということが一方にあって、自主審査っていう仕組みを導入されて、それなりのレベルのものを審査してきたと。

そういう意味で、今の仕組みがつくられたんだと思いますので、これを義務化ということになると、広告条例のほうの技術基準ですね、もろもろの。それとデザイン審査のほうの内容との調整っていいですか、整合性といいますか、レベルをどうするんだというような議論を含めて、かなり整理が必要かなということは思います。

ただ、おっしゃるように、できるならばデザイン審査を100%受けていただいたほうがいいだろうということは事実だろうと思いますし、その点は皆さんも多分ご賛同いただけるだろうと思いますので、今後、十分にその点は課題として踏まえておいていただければと思います。恐らくこういう議論が今回のことだけではなくて、まだまだ出てくる可能性があると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ということでよろしいでしょうか。

○白井委員 結構です。

○佐々木会長 ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。小池委員、どうぞ。

○小池委員 今のデザイン自主審査の義務化のことなんですけれども、多分これ、義務化してしまうとデザインの自主審査じゃなく、デザインの中身についても多分審査をするものなので、表現の自由との関係でなかなか義務にはできないんじゃないのかなと思います。ですので、先ほど佐々木会長からもおっしゃったように、できる限り受けていただくことを推奨するとか、そんなような形にならざるを得ないのかなと考えます。以上です。

○佐々木会長 ありがとうございます。

では、以上の点もよろしくお願ひしたいと思いますが、ほかに、いかがでしょう。

中島委員、どうぞ。

○中島委員 かなり議論は尽くされているような気もするんですけども、1点は先ほどの確認なんですけど、これ、こういう施策を広げるっていうことを伝える時に、確かに問題を伝えること、まず、大事だとは思いますが、今まで東京都のナンバーについてはやってきてるので、それをやってきた成果も伝えることも大事だという時に、デザインのトラックの図面そのものはもちろん意匠権というか、著作権があるわけですけど、一番大事なのは、これは街の中でそれが走ってる風景や、どのくらい良くなったかとか、問題ないぐらいになってるかっていうことなので、ぜひ、東京都の審査を受けて走ってる車が街の中にある写真、これは街の景観として見てるわけですから、著作権はないと思いますので、何かそういうものはやっぱりこういうふうになるんだよと、このぐらいの程度になるんだよっていうことだと思いたうんですけども、制約には、決して良くなるというよりは、悪くならない、少し良くなったということかもしれませんけど、そういう写真はやっぱり示したほうがいいんじゃないかなと、問題になっちゃうんで、やっぱりこの施策を説明したほうがいいんじゃないかと一つ思ったことと、あと、2点目は、これは、現状の問題とは少し離れるかもしれませんが、屋外広告物をどこに出すかによって、やっぱりあるべき広告物の在り方というのは変わってくると考えた時に、これ、現在は繁華街ということで、一言でなあって、主に多分繁華街を走ってるんだと思いますけども、いわゆる渋谷だったり、新宿とか、でも、これ例えば別の場所でもこういうのが周回しだすようなケースがあった場合に、やっぱり渋谷を走ってる時の基準と、例えば丸の内の辺りを何か宣伝して走ってる時っていうのは、求められる基準が違うような気もするということを少し、今さっき、今までの議論を聞いてて思ったので、今回もちろんそういうことは規制内容の中で差は付けられないわけだし、なんですけど、これ申請の時にどこを走るかとかそうい

うこともセットであるのでしょうか。もちろんどっかからやってくるから、いろんなどこ走るんだけど、最終的にこれ、低速で周回してるっていうのが問題なんですよね。その場所みたいなものっていうのは、把握したりするのでしょうかね、申請時に。その辺りがちょっと気になりました。

○佐々木会長 お答えをお願いします。

○長谷屋外広告物担当課長 現在まだ検討段階ではございますけれども、屋外広告物許可申請を提出いただく時に、走行ルート図についても提出をしていただきまして、特に先生が先ほどおっしゃった、宣伝走行する場所がここですとか、通過してくるところはこのルートですとか、そういったところについても示していただくことを考えております。

○中島委員 分かりました。私にとっては将来的な話なんですけど、場合によっては、やっぱり走行する場所によって変わってくる可能性があるんで、そういうことも次の課題としてはあるんじゃないかと、今の時点では特には問題ではないと思っていますので。

○佐々木会長 ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。よろしいですか。オンラインでご参加の方もご発言ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議事の1、広告宣伝車に対する規制について、質疑は、以上といたしまして、採決に移りたいと思います。広告宣伝車の屋外広告物規制の考え方（案）について、原案のとおり可決をするということでよろしいでしょうか。

（「結構です」の声あり）

○佐々木会長 ありがとうございます。それでは、原案のとおり可決をすることといたします。

なお、事務局からは、この考え方（案）について、11月6日からパブリックコメントを実施したいと聞いています。これについてのご意見等もただ今その中でいただきましたので、皆様のご意見を踏まえて、進めていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、この議題につきましては、以上といたしまして、次の議事に移らせていただきます。

議事の2、屋外広告物法に基づく町田市への条例制定権の移譲等について、事務局からご説明をお願いします。

○長谷屋外広告物担当課長 それでは、資料2をご覧ください。屋外広告物法に基づく町田市への条例制定権の移譲等についてでございます。

審議事項といたしましては、景観行政団体である町田市が、市内の実情に合わせた景観誘導の実現に当たり、市独自の屋外広告物条例の制定を希望しております。屋外広告物法第28条の規定に基づき、東京都から町田市へ、屋外広告物条例の制定等の権限を移譲いたします。屋外広告物条例と市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例ならびに告示の規定について、町田市に権限移譲する事項に関し、所要の改正を行ってまいります。

次のページをご覧ください。

東京都屋外広告物条例の改正案でございます。法28条に基づき、町田市が条例を制定することができる事務の範囲を定めるものでございまして、法第3条から第5条まで、第7条、第8条の規定に基づく条例の制定および改廃について、移譲をする予定でございます。規定例につきましては、四角で囲んだ部分にあるとおりでございます。

次のページをご覧ください。

続いて、市町村における東京都の事務処理特例に関する条例の改正案でございます。

条例制定等の権限の移譲により、町田市が自ら条例を制定し、行うこととなる事務について、事務処理特例条例の規定から町田市を除く改正を行います。こちらにつきましては、四角で囲んでありますところの現行規定の条文例のとおり、屋外広告物法ですとか条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものについて、現在事務処理条例のほうで移譲しているんですけれども、その部分から、現在、「（八王子市を除く）」となっている部分に、町田市を加えるということを想定しております。

最後に告示改正案の概要でございます。禁止区域を指定する昭和62年東京都告示151号から、町田市に係る区域を除くものでございます。

現在、東名高速道路の世田谷区から町田市に係る道路の中心線からの距離の両側範囲200メートルから500メートルの部分につきまして、広告物を設置・表示してはならない禁止区域としておりますけれども、この終点である町田市の部分について規定を改正して、町田市さんのほうで、この部分については規定を作るといようなこととなります。

続きまして、今後のスケジュールでございます。今回、答申のほうで、権限移譲の範囲につきましてご審議いただきました後、法28条の規定に基づきまして、条例の制定・改廃に関する事務の一部を町田市が処理することについて協議をいたします。その協議の回答をもって、改めて12月の本審のほうで、その報告をさせていただきます。

今後の手続でございますが、3月の条例公布に向けまして、屋外広告物条例等の改正手続を行ってまいりまして、町田市さんのほうでも市屋外広告物条例の制定を3月の議会に

かけるよう進めてまいります。3月に東京都・町田市のほうで条例を公布いたしまして、10月に条例・告示の施行を考えてございます。

ご説明は、以上でございます。

○佐々木会長 ただ今の件について、規格等検討小委員会におきましても調査審議が行われております。第2回の小委員会において、屋外広告物法に基づく町田市への条例制定権の移譲等について審議を行い、可決していることをご報告させていただきます。

続きまして、本日ご欠席の委員からご意見をいただければ、報告いたします。

○長谷屋外広告物担当課長 本件につきましては、特にご意見はございませんでした。

○佐々木会長 それでは、ただ今の事務局からの説明につきまして、本日ご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいですか。オンラインでご参加の方もよろしいでしょうか。

それでは、特にご意見、ご質問等ないようですので、採決に移りたいと思います。

屋外広告物法に基づく町田市への条例制定権の移譲等について、原案のとおり可決するというところでよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

○佐々木会長 ありがとうございます。それでは、原案のとおり可決をすることといたします。

次に、報告事項に移ります。

報告事項1、審議会開催実績について、事務局からご説明をお願いします。

○三野課長代理 報告事項、審議会開催実績について、ご説明いたします。資料3をご覧ください。屋外広告物担当の課長代理の三野と申します。私のほうからご説明させていただきます。

今回は、令和5年6月28日に開催した東京都広告物審議会以降の開催実績をご報告させていただきます。前回の審議会以降、本日までの間、特例小委員会を2回開催いたしました。

主な審議内容といたしましては、屋外広告物を活用したエリアマネジメント支援事業や道路上に設置する屋外広告物の掲出といったものがございました。また、規格等検討小委員会につきましては、前回の審議会以降、本日までの間、2回開催いたしました。企画等検討小委員会では、先ほどご審議いただきました広告宣伝車に対する規制および町田市への条例制定権の移譲等について、ご検討いただきました。

広告物審議会の開催実績のご説明は、以上となります。

○佐々木会長 ただ今のご説明について、ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

よろしいですか。オンラインでご参加の方もいかがでしょうか。

ありがとうございました。それでは、特にないようですので、この件については、ご報告をいただいたということで、終わらせていただきます。

以上で、本日予定しておりました議事は終了いたしましたので、進行を事務局にお返しします。

○菅原緑地景観課長 佐々木会長、委員の皆さま方、長時間にわたりまして、ありがとうございました。

これをもちまして、本日の東京都広告物審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

午前 11 時 04 分閉会